



# 地域医療介護総合確保基金 標準事業例の解釈の拡大について

2022/2

令和3年度 第3回湘南西部地区保健医療福祉推進会議

# 1 標準事業例の対象範囲について

○当基金の創設時、平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号通知により、国から各区分の標準事業例が示された。

○その後、運用時における疑義に対し、都度事務連絡が発出され、対象範囲が拡大された。

## 【区分 I】標準事業例 5：病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備関連

| 時点               | 内容  |
|------------------|---|
| H29.1.27<br>当初通知 | 急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。  |
| H30.2.7<br>事務連絡  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用を対象化</li><li>・ 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用を対象化</li></ul>   |
| H30.9.14<br>事務連絡 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「回復期病床への転換」以外の施設設備整備について明確化</li><li>・ 「H30.2.7事務連絡」の一部文言について、対象を明確化</li><li>・ 医療機関の再編統合に伴う研修経費、都道府県等主催の地域医療構想促進のための説明会等の運営費について、対象化</li></ul> |
| H31.2.19<br>事務連絡 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再編統合、ダウンサイジング、機能転換の計画の策定に当たって必要となる経費（専門家への相談、協議に係る費用）を対象化 等</li></ul>   |

# 1 標準事業例の対象範囲について

| 時点              | 内容  |
|-----------------|---|
| R3.9.28<br>事務連絡 | <ul style="list-style-type: none"><li>・複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設設備整備費を対象化</li><li>・地域医療連携推進法人の立上げ（病床再編も目的にした）に係る経費</li><li>・開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費</li><li>・自治体病院の施設・整備における取扱い（病院事業債との関連性）を明確化</li></ul> |

## 【区分Ⅱ】標準事業例12：訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施関連

| 時点              | 内容   |
|-----------------|--|
| R3.9.28<br>事務連絡 | 訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費を対象化 |

## 【区分Ⅳ】標準事業例26：医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築関連

| 時点               | 内容   |
|------------------|--|
| H31.2.19<br>事務連絡 | <ul style="list-style-type: none"><li>・将来的に医師として地域医療を担う人材に対する地域医療の理解促進に要する費用を対象化</li><li>・医師定着及び将来にわたる持続的な医師派遣体制の構築に係る経費</li></ul> |

# 1 標準事業例の対象範囲について

## 【区分Ⅳ】標準事業例25：地域医療支援センターの運営

| 時点              | 内容  |
|-----------------|---|
| R3.9.28<br>事務連絡 | 大学医学部に一般枠で入学した学生のうち、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意した者を対象とした修学資金の貸与に係る経費を対象化 |

## 【区分Ⅳ】標準事業例36：看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

| 時点              | 内容  |
|-----------------|---|
| R3.9.28<br>事務連絡 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費を対象化</li><li>・指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費を対象化</li></ul> |

## 【区分Ⅳ】標準事業例37：看護職員の負担軽減に資する～看護管理者の研修の実施」

| 時点              | 内容   |
|-----------------|--|
| R3.9.28<br>事務連絡 | 看護補助者向けに実施する医療安全や感染対策、日常生活支援等に関する研修に係る経費を対象化 |

# 1 標準事業例の対象範囲について

## 【区分Ⅳ】 標準事業例38：離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進

| 時点              | 内容   |
|-----------------|--|
| R3.9.28<br>事務連絡 | 医療現場における職員間 や患者・家族等からのハラスメント対策におけるマニュアルの作成や研修等に係る経費を対象化。 |

## 【区分Ⅳ】 標準事業例48：地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援

| 時点              | 内容   |
|-----------------|--|
| R3.9.28<br>事務連絡 | 地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費を対象化 |

○区分Ⅰの標準事業例5については、これまで複数回にわたり対象の拡大や明確化が図られていることから、国も積極的な活用を促している。本県としても、積極的な活用に向けて今後検討したい。

○なお、令和3年10月1日時点での区分Ⅰ標準事業例5対象費用の概要は、次ページを参照

## 2 区分 I : 標準事業例 5 対象費用の概要について

区分 I : 標準事業例の対象経費(その他の要件等の詳細については、各事務連絡を参照ください。)

|                         |   | 通知日   |          |
|-------------------------|---|---|----------|
| 施設整備事業<br>(ハード)         | 1   | 回復期等、不足する病床機能への転換   | H30.9.14 |
|                         | 2   | 医療機関の再編統合   | H30.9.14 |
|                         | 3   | 病床のダウンサイジング   | H30.9.14 |
|                         | 4   | 病床の機能分化・連携に特に必要なもの  | H30.9.14 |
| 上記1~4<br>の施設整備<br>に伴う費用 |   | 建物の改修整備の一環として行う設備整備等備品の購入に要する費用   | H30.9.14 |
|                         |   | 再編統合等により建替や廃止等を行う医療機関の損失  | H30.9.14 |
|                         |   | 病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更(機能転換以外)するために必要な改修費用  | H30.2.7  |
|                         |   | 病床削減に伴い、不要となる建物(病棟・病室等)や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る)   | H30.2.7  |
|                         |   | 再編統合等の計画の策定に当たって必要となる経費<br>・中小企業診断士等の専門家への相談費用<br>・都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費<br>・再編統合等後の施設の基本設計、実施設計を行う際に必要となる経費 | H31.2.19 |
|                         |   | 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費  | H31.2.19 |
|                         |   | 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費   | H31.2.19 |
|                         |   | 再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舍、院内保育所等の施設設備整備費   | H31.2.19 |
|                         |   | 早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る)の活用により上積みされた退職金の割増相当額(地域医療構想の達成に向けた再編統合等に伴い退職する職員に限り対象)   | H30.2.7  |
|                         | 医療機関の再編統合により統合先医療機関に異動予定となった職員が、統合先医療機関における研修を受けるために要する費用 | H30.9.14  |          |
| 地域医療連携の促進事業<br>(ソフト)    |   | 医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要となる経費   | H30.2.7  |
|                         |   | 都道府県等が、医療機関等の関係者に対して地域医療連携の促進を図るために開催する説明会や相談会等の運営等に要する費用。  | H30.9.14 |

※再編統合、ダウンサイジング、機能転換については「再編統合等」と表記

## 新たな病床機能の再編支援について

令和3年度要求額：事項要求  
(令和2年度予算額：8.4億円)

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえて行う自主的な病床削減や病院の統合による病床廃止に取り組む際の財政支援を実施する。【補助スキーム：定額補助（国100/100）】
- 令和3年度以降においては、地域医療構想調整会議における議論の進捗等も踏まえつつ、消費税財源による「医療・介護の充実」とするための法改正を行い、これに基づき病床機能の再編支援を実施する。

### 「病床削減」に伴う財政支援

稼働病床より病床を削減した病院等（統合により廃止する場合も含む）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付  
※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。

### 「病院統合」に伴う財政支援

【統合支援】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）  
※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援  
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象

【利子補給】 統合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統合後に残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付  
※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象  
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

